

令和4年2月2日

各県立学校長 殿

保健体育課長

「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」のオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について（通知）

今般、全国的にオミクロン株による感染が急速に拡大し、本県においても感染者の急増によりまん延防止等重点措置が適用されるなど一層の感染症対策の徹底が求められています。

「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」については、令和4年1月21日付けで改めて周知したところですが、緊急事態宣言の対象区域等に指定されていない状況下でも同ガイドラインに示す対応が必要となる場合が生じていること、また、保健所業務がひっ迫する場合には、積極的疫学調査の実施が遅延したり、十分に行えなくなったりする可能性があることに留意する必要も生じているとして、本日、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添写しのとおり、オミクロン株に対応して同ガイドラインを運用するに当たっての留意事項が示されました。

各学校においては、この留意事項を踏まえ、特に、学校の臨時休業について、現に学校内で感染が広がっている可能性に対して児童生徒等の学びの保障の観点等に留意しつつ、まずは感染者が所属する学級の閉鎖を検討するなど、必要な範囲及び期間において機動的な対応を行うことが重要であることを念頭に、適切な対応をお願いします。

連絡先

担 当：健康教育係 楠生

電 話：099-286-5316

FAX：099-286-5671

※ 本文書の文書管理上の分類記号

「G-3-0（保健管理総括）」

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインについて、学級閉鎖の期間の目安を5日程度とするなど、オミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項を示します。



事務連絡  
令和4年2月2日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について

「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」については、令和4年1月12日付け事務連絡により改めて周知したところです。

一方、令和4年1月以降、新型コロナウイルス感染症の懸念される変異株であるオミクロン株への置き換わりとともに感染者が急増し、緊急事態宣言の対象区域等に指定されていない状況下でも同ガイドラインに示す対応が必要となる場合が生じています。また、保健所業務がひっ迫する場合においては、積極的疫学調査の実施が遅延したり、十分に行えなくなったりする場合がありますことに留意する必要も生じています。

以上のことその他オミクロン株に係る最新の知見等を踏まえ、オミクロン株に対応して同ガイドラインを運用するに当たっての留意事項を下記のとおりまとめました。

特に、学校の臨時休業については、現に学校内で感染が広がっている可能性に対して、児童生徒等の学びの保障の観点等に留意しつつ、まずは感染者が所属する学級の閉鎖を検討するなど、必要な範囲、期間において機動的に対応を行うことが重要です。各学校や学校設置者においては、本事務連絡を踏まえ、適切な対応をお願いします。

なお、幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上で、出席停止等の対象となっていない幼児に対し、預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないように、居場所の確保に向けた取組を検討してください。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）

区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して本件を周知されるようお願いいたします。

## 記

以下の現行ガイドラインにおける対応についてそれぞれ以下のように取り扱うこと。

### 臨時休業の判断関係

（現行ガイドラインにおける対応）

〔ガイドライン「3. <臨時休業の範囲や条件の例>」〕

学校で感染者が発生した場合、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間（全体として概ね数日～1週間程度）、臨時休業を行うことが考えられる。



全体として概ね数日～5日程度（土日祝日を含む。）

（現行ガイドラインにおける対応）〔ガイドライン「3. 【学級閉鎖】」〕

学級閉鎖の期間としては、5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。



5日程度（土日祝日、全体像の把握等のために行った臨時休業の期間を含む。）（その場合においても、当該学級について、未診断の風邪等の症状を有する者や濃厚接触者を対象としたものを含めた適切な疫学調査が実施され、濃厚接触者等の特定やその検査の陰性が確認できた場合等には、当該期間を短縮することが考えられる。）

(現行ガイドラインにおける対応)

(学校で感染者が発生した場合、全体像の把握等のために臨時休業を行った後、保健所業務のひっ迫により積極的疫学調査の実施が遅延したり、十分に行えなくなった場合の学校の再開について、特段記載がなかった。)



学校医等と相談し、臨時休業を開始してから5日後程度(土日祝日を含む。)を目安として再開することが考えられる。(その際、発熱等の風邪の症状がある者については自宅で休養すること、健康状態の把握その他の感染症対策を一層徹底しながら、慎重に再開する。)

#### 濃厚接触者等の特定関係

(現行ガイドラインにおける対応) [ガイドライン「2. 濃厚接触者等の特定について」]

学校で感染者が発生した場合、保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者やその周辺の検査対象者となる者の特定のため、ガイドラインに示す基準を参考に濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力することが必要な場合がある。



濃厚接触者や感染者周辺の検査対象となる者の候補の特定については、積極的疫学調査の実施が遅延したり十分に行えなくなったりする場合があることを踏まえ、特に地域の実情に応じてガイドラインによらない柔軟な対応を行うことが考えられる。

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)